

第 225 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 7 月 27 日(木) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 30 分

2. 場 所 横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (42名)

1番 恩田 洋一	2番 石原 隆幸	3番 藤原 寿成	4番 藤原 康正
6番 古田川光彦	7番 永濱 孝之	8番 安部 治美	9番 石原 博
10番 高橋 正敏	11番 藤原 克巳	12番 和久利 勝	13番 石原 敬士
14番 和久利 健	15番 立石 覚	16番 大坂 茂	17番 安部 備造
18番 金倉 弘美	19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫	21番 森合 健一
22番 藤原 昭則	23番 渡部 雅一	24番 佐藤 昌利	25番 石原 宏二
26番 賀元 亨	27番 若月 勝久	28番 藤原 修	29番 藤原 功
30番 山田 幸則	31番 白名 貴美子	32番 嵐谷 行徳	33番 新田 昭喜
34番 卜藏 秀夫	35番 浅野 保男	36番 川西 雄二	37番 小池 俊彦
38番 堀尾 敏久	39番 大塚 真人	40番 安部 秀男	41番 梅木 達也
42番 松島 昭夫	43番 原田 二郎		

4. 事務局又は説明者

農業委員会	事務局長補佐	福田 貴美子
農林振興課	課長補佐	川西 博司
農林振興課	主任主事	廣田 駿二

5. 欠席委員 (1名)

5番 岩田 孝史

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報告第1号 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

議案第3号 奥出雲町農業振興地域整備計画の変更について

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第225回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は5番 岩田委員。出席者は18名中17名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、3番 藤原寿成委員、4番 藤原康正委員をお願いいたします。本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出についてを上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和5年7月27日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4,960㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和5年7月5日。解約成立日、土地引渡時期いずれも令和5年6月24日。解約の理由、所有権移転のため。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。 次、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和5年7月27日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は4,960㎡他で計6,528㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は65.2アールです。対価は無償です。資料1に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 この案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事する」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について43番原田委員、お願いいたします。
15番	議案第1号番号1につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 この案件は□□□□の■●■●■●地内にございまして、□□□□の大通りの側に△△△△さんの自宅がございまして、その先に田圃があるという状況でございます。△△△△さんの住所は現在他県でございまして、近々こちらに戻り営農するということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年7月27日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積14,580㎡他で18,320㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はごらんのとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は畑。期間は3年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積12,499㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名、△△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は畑。期間は3年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から番号2について、受け手が同じ農事組合法人■●●●■となっておりますので、続けて8番安部委員、お願いいたします。
8番	議案第2号番号1から番号2につきまして8番安部が補足説明をさせていただきます。 番号1と番号2の圃場の関係ですけれども、非常に接近している圃場でございますので、場所等も含めてご説明を申し上げたいと思います。□□□□の開パイの畑で、面積も非常に多いです。農事組合法人■●●●■さん、非常にしっかりした組織でございます。再設定ということで何ら問題ないと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1から番号2について承認することに決しました。 次に議案第3号、奥出雲町農業振興地域整備計画の変更について、を上程いたします。事務

議長	局説明をお願いします。
事務局	議案第3号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について説明します。用途区分変更と書かれた変更理由書(案)をご覧ください。整理番号1番、土地の所在 □□□□番、現況地目は畑。面積356㎡のうち27㎡。土地所有者および事業計画者ともに〇〇〇〇。変更の理由は農業用施設用地です。詳細については、次ページ以降の添付資料に位置図及び利用計画図を添付しておりますので、ご確認をお願いします。以上、ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	事務局の説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号について承認することに決しました。 次に議案第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて。農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定により、意見を求める。令和5年7月27日 奥出雲町長糸原保。 農政係の川西と申します。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(以下、基本構想といいます。)の変更において、農業経営基盤強化促進法第6条第4項により、農業委員会の意見を聞くことになっておりますので、今回この基本構想について説明いたします。承認案件ではございません。あくまで意見聴取となります。新しく農業委員・推進委員になられた方々には聞ききれない言葉もございます。解りやすく説明したいと思います。どうぞよろしくお願いします。 この基本構想は、農業経営基盤強化促進法(以下、基盤法といいます。)の改正と県の基本方針(以下県の方針といいます。)の見直しに合わせ、町が農業経営基盤の強化の促進に関する目標、農業経営の規模、生産方式、経営管理方法等の総合的な対策を定めています。内容は、認定農業者及び認定新規就農者の認定基準及び育成の考え方、また農用地の集積に関することです。 今回、基盤法と県の方針が令和5年4月に改正されましたので、これに伴い利用権設定等促進事業の廃止や新たに地域計画に関する記述などを見直すことになっています。前回は平成26年に見直しておりますので9年ぶりの見直しとなります。分かり易く説明するため指標の変更と内容の変更を分けて説明します。 まず指標ですが、指標には大きくわけて認定農業者になるための指標、認定新規就農者になるための指標、集積率の目標となる指標、それに営農類型の指標の4つあります。 1つ目は、資料1ページの第2「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」は、認定農業者の認定基準となる指標のことで、(1)効率的かつ安定的な農業経営の基本水準として、年間農業所得概ね340万円、年間労働時間概ね2,000時間としております。その根拠は別表の17ページをご覧ください。県と町の賃金比率を算出することで、県が示す年間所得400万円と比較して町で就農する際の年間農業所得を導き出しています。これまでの年間農業所得は県の指標を準用し概ね400万円にしておりましたが、今回この比較計算書に基づき算出した数値を使うことでより現状に沿うものと考えています。また、労働時間目標は、県の指標と同様に2000時間を準用しこれまでと同様となっています。 2つ目は、資料2ページの第2の2「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農ごとの新たに営農経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指

事務局	標」は、認定新規就農者の所得と時間を定めるもので、先ほどの認定農業者の指標の7割程度となっているため概ね240万円、時間は変わらず2000時間としています。 3つ目は集積率の指標です。資料4ページの第4の1「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農業地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」は、集積率の目標を示し67%としています。国が県に割り当てた集積率で雲南農業部の指導で雲南1市2町の整合をとるためにも同一が妥当と考えています。高めと認識しておりますがあくまで目標でございます。 4つ目は営農類型の指標です。別表の3「営農類型」は個別経営体①～⑩、組織経営体⑪⑫としています。県の基本方針で示されている営農類型は、必要な専門的知識を持つ普及指導員、都道府県農業試験場職員、農業法人経営者、融資機関関係者、公認会計士や税理士、学識経験者等により構成される検討会において検討を行い、地域の特性に即したものとなるよう関係機関で十分な議論を重ねた上で、各地区共通の営農類型を示しています。今回の見直しでは、地域の特性からみて必要があればそれぞれの市町でこれに加えることができることになっています。また雲南1市2での指標・類型は整合を図ることとなっています。従いまして、県の方針で示された営農類型を基本に年間農業所得が340万円前後となるよう雲南農業部と擦り合わせ、それぞれの中身は別紙の3ページ以降に掲載しております。時間の都合上、説明は割愛させていただきますが、これらの営農類型は、県が推奨してきた類型やこれから推奨する類型を掲げた例示となっており、これに奥出雲町の特性に即した水稻と肉用牛での循環型農業を加えています。また当然、ここに記載されていない類型でも所得要件と労働時間要件を満たすことで認定農業者申請ができます。あくまでも例示であるということをご理解ください。 続きまして、内容の変更について説明します。 1つ目は、農業を担う者の確保及び育成を図る業務を担う体制が整備されました。該当箇所は、資料P2の第3の1「農業を担う者の確保及び育成の考え方」の4行目にある「島根県農業経営・就農支援センター」を設置し、「各種支援制度と併せて就農情報の提供、農地や農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定、フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援」する体制が充実しました。 2つ目は、「農用地の効率化かつ総合的な利用に関する事項」が変更されました。該当箇所は、資料4ページの第4の2「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」の8行目の、「特に、担い手が不足する地域では、農作業受委託を促進するとともに、地域全体で農用地の確保・有効利用を図る必要があるため、地域計画の策定を通じ、本町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する必要がある。」となっています。 3つ目は、利用権設定等促進事業が廃止されました。これに伴い地域計画が定められる令和7年3月までの間は経過措置として相対の利用権設定ができますが、地域計画が定まった令和7年4月以降は中間管理機構を通した利用権設定の一本となります。 4つ目は、「地域計画推進事業」が創設されました。該当箇所は、5ページの第5の1「第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項」で、「協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地域ごとに、当該地域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、町のホームページや告知放送の利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。また、参加者については、農業者、奥出雲町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、雲南農業部、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。なお、協議の場の参加者等から協議事項に関する問い合わせへの対応を行うため、窓口を農業振興課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。」となっています。 以上で説明を終わります。なお、今後のスケジュールは、7月末までに最終修正を終え8月上旬に県へ最終協議として提出します。その後、県の同意を受け9月末までに公告することになります。
-----	--

事務局	では意見聴取に移ります。 (令和7年以降、すべての農地について農地中間管理機構を通じて利用権設定をするという話だが、その時点で担い手がいなければいけないということか)
事務局	これまで、利用権設定には機構を通すものと相対のもの、2つございました。その相対のものについて、経過措置2年をもって、新しく申請ができなくなりました。 (機構を利用しなさい、ということになるなら、担い手がいなければいけませんよね)
事務局	担い手がいらないといけないことについては、今と変わりません。 (個人対個人ができないということですか)
事務局	そうです。 (現在10年間で契約している場合は令和7年以降も継続できるのか)
事務局	相対の契約が切れたときに、新しく中間管理機構を通して利用権設定をするということになっています。 (粗放的な利用というのはどういう意味合いですか)
事務局	地域計画の区域にならないところにつきまして、どのようにして管理していこうかというところですが、粗放的という単語自体には、ひとつは、農地を植林して林地化する方法、そして牛を放牧する方法、さらにイノシシといった有害鳥獣の緩衝材とする方法など、大きく3つ提示されています。そういった利用をしながら、農用地の保全を図っていくというかたちでございます。なるべくなら農地として管理していただきたいと思います。 (令和7年、切り替えの時期が来たときに、名義変更がされていなかったときはどうなりますか。中間管理機構は通せませんよね)
事務局	登記法につきましては基本的に義務化されるというかたちにもなりますので、令和7年の4月からはそういう姿勢が入ってくるということでご理解いただきたいと思います。 他にございませんか。 質問事項につきましては、また個別にお受けしたいと考えておりますので、担当までご連絡いただければと思います。

議長	事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	(中山間地域等直接支払交付金制度と多面的機能支払交付金制度の現地確認について) (農地パトロールについて) ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は8月25日(金)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。